**公的年金からの市民税・県民税の特別徴収について**

平成２１年１０月より、公的年金からの市民税・県民税の特別徴収（天引き）が始まっています。  
　　　これは、新たな税負担が発生するものではなく、公的年金所得に係る市民税・県民税の納付方法が変

わる制度です。公的年金受給者の納税の便宜(納税に出向く必要がない・納め忘れがない等)や徴収の効率化を図る目的で実施されました。

◆　**年金からの特別徴収の対象となる方**

　　当該年１月１日以後引き続いて当市に住所を有している方で、**４月１日現在**、老齢基礎年金等の公的年金を受給されている**６５歳以上**の方が対象です。

　　ただし、次の①～③のいずれかに該当する方は特別徴収の対象になりません。

1. 老齢基礎年金等の給付額が年額１８万円未満である
2. 当該年度の市民税・県民税特別徴収税額が老齢基礎年金等の給付額を超えている
3. 老齢基礎年金等から介護保険料が特別徴収されていない

※　年の途中で市外に転出する等特別徴収の条件を満たさなくなったり、年の途中で税額に変更があった場合は、普通徴収（納付書又は口座振替による納付）に切り替わります。

※　この制度が導入されたことにより、給与所得と年金６５歳以上の公的年金所得に係る市民税・県民税分については給与からの特別徴収ができなくなりました。

◆　**納付方法の事例**

①　初年度（特別徴収を開始する年度）  
公的年金所得に係る市民税・県民税額が６０，０００円の場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 普通徴収（納付書又は口座振替による納付） | | 特別徴収（公的年金からの天引き） | | |
| ６月（第１期） | ８月（第２期） | １０月 | １２月 | ２月 |
| １５，０００円 | １５，０００円 | １０，０００円 | １０，０００円 | １０，０００円 |
| 年税額の半分を２回に分けて納付 | | 年税額の半分を３回に分けて特別徴収 | | |

②　２年目以降（特別徴収継続の方）  
公的年金所得に係る市民税・県民税額が５７，０００円の場合

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 特別徴収（仮徴収） | | | 特別徴収（本徴収） | | |
| ４月 | ６月 | ８月 | １０月 | １２月 | ２月 |
| １０，０００円 | １０，０００円 | １０，０００円 | ９，０００円 | ９，０００円 | ９，０００円 |
| 前年度の２月に特別徴収された額と同額を ３回特別徴収 | | | 年税額から仮徴収額を差し引いた額を ３回に分けて特別徴収 | | |

**◆　公的年金からの特別徴収Ｑ＆Ａ**

**Ｑ１．　納付書や口座振替で納めることは選択できますか？**

　Ａ１．　原則として公的年金を受給しているすべての納税義務者が特別徴収の対象となっており、本人によ

る選択は認められていません。

**Ｑ２．　年金の他にも所得がありますが、その分の税額も公的年金から特別徴収されますか？**

　Ａ２．　公的年金から特別徴収される税額は公的年金等に係る税額のみとなっています。

* 給与所得、年金所得、その他所得のある人の場合、「会社での給与からの特別徴収・年金からの

特別徴収・普通徴収」といった３通りの納付となる場合があります。

**Ｑ３．　２ヶ所から年金を受給していますが、それぞれから特別徴収されますか？**

　Ａ３．　特別徴収の対象となる年金は老齢基礎年金等ですが、対象となる年金が２以上ある場合には、定

められた順序に従い、優先順位の高いひとつの年金から特別徴収されることになります。

**Ｑ４．　年度途中で、市民税・県民税の年金からの特別徴収が中止となり普通徴収に切り替わった場合、**

**次に年金からの特別徴収が再開されるのはいつですか？**

　Ａ４．　**翌年度の４月**に年金からの特別徴収対象者の要件を再び満たしていれば、**翌年度１０月**の公的年

金支給分から特別徴収が再開されます。この場合、公的年金等に係る税額の２分の１は普通徴収

（１期・２期）により納めていただき、残りの２分の１は年金から特別徴収されます。

**Ｑ５．　介護保険料は遺族年金や障害年金から特別徴収されますが、市民税・県民税もこれらの年金から特別徴収されますか？**

　Ａ５．　遺族年金や障害年金は、市民税・県民税の課税対象ではないことから、特別徴収の対象となりませ

ん。介護保険料と市民税・県民税は同一の公的年金から特別徴収されますが、市民税・県民税の

課税対象ではない遺族年金や障害年金から介護保険料が特別徴収されている場合、市民税・県民

税は普通徴収となります。

**Ｑ６．　公的年金には、企業年金などの日本年金機構等からの年金以外の年金もありますが、このような**

**企業年金や恩給などの公的年金等収入は、特別徴収税額を決定するための所得に入りますか？**

　Ａ６．　特別徴収の対象となる市民税・県民税は、企業年金等の年金や恩給などを含めた公的年金等全て

　　　　　を合算して計算した税額をいいますので、他の公的年金等も含まれます。

**Ｑ７．　他市町村の介護保険の被保険者となった場合、市民税・県民税は特別徴収の対象になりますか？**

　Ａ７．　住所地特例や転出により他の自治体で介護保険被保険者となっている場合、「当市が行う介護保

　　　　　険の特別徴収対象被保険者」とはならないことから、市民税・県民税の特別徴収の対象者にはなり

ません。

**Ｑ８．　特別徴収の通知書はいつ発送する予定ですか？**

　Ａ８．　特別徴収の対象となる方には、６月中旬に納税通知書と併せて特別徴収税額を通知します。

詳しくは、名取市税務課市民税係までお問い合わせ下さい。連絡先：022-384-2111（内線166・167・168）